

【 検 査 】**875 単なる糖尿病網膜症等に対する眼底カメラ撮影の算定について****《令和8年9月30日》****○ 取扱い**

単なる糖尿病網膜症に対するD256 眼底カメラ撮影「3」自発蛍光撮影法の場合、並びに網膜前膜に対するD256 眼底カメラ撮影「2」蛍光眼底法の場合、「3」自発蛍光撮影法の場合の算定は、原則として認められない。

○ 取扱いを作成した根拠等

D256 眼底カメラ撮影における「2」蛍光眼底法の場合については、蛍光眼底造影剤を静注して実施することで眼底血管及び組織のより詳細な観察が可能となる検査、「3」自発蛍光撮影法の場合については、網膜色素上皮細胞の代謝活性及び変性・萎縮の範囲を評価する検査であり、通常の眼底カメラ撮影では発見が困難な病変を詳細に調べることができる撮影法である。

糖尿病網膜症は、糖尿病による血糖コントロールの悪化により、網膜の毛細血管や微小血管に障害が生じるものであり、「2」蛍光眼底法の場合は、当該疾患の精査に有用であるが、「3」自発蛍光撮影法の場合については有用性が低い。また、網膜前膜（黄斑前膜）は網膜の黄斑部表面に膜が張る状態で、時間の経過とともに膜が厚くなり上膜の収縮により生じた網膜の皺により、視力低下や歪視の症状が出現する疾患であり、「2」蛍光眼底法の場合及び「3」自発蛍光撮影法の場合ともに有用性が低い。

以上のことから、単なる糖尿病網膜症に対するD256 眼底カメラ撮影「3」自発蛍光撮影法の場合、並びに網膜前膜に対するD256 眼底カメラ撮影「2」蛍光眼底法の場合、「3」自発蛍光撮影法の場合の算定は、原則として認められないと判断した。

なお、増殖糖尿病網膜症の患者に対する本検査の算定については、個別症例に応じて判断することとする。